

令和7～8年度 宇美町生活支援・介護予防業務委託仕様書

1 業務概要

(1) 目的

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続するために、住まい、医療、公的な介護サービスだけではなく、生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要である。

そこで、町の高齢者の支援ニーズ、関心事及び地域住民を含む多様な主体の活動状況の情報収集を行い、生活支援・介護予防サービスの担い手である福祉サポーターの協力をもとに、町の実情に適した一般介護予防事業である介護把握事業、介護予防普及啓発事業を開設し、また、町の生活支援・介護予防サービスに対しての評価及び改善を行うことにより、高齢者の生活支援・介護予防サービスの充実を図ることを目的とする。

(2) 事業名 令和7～8年度 宇美町生活支援・介護予防業務委託

(3) 事業場所 宇美町内

(4) 契約期間 令和8年3月4日から令和9年3月31日まで

(5) 引継ぎ期間 令和8年3月4日から令和8年3月31日まで

(なお、業務引継ぎ期間中の委託料は発生しない)

(6) 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

2. 業務内容

業務内容は、(1)から(4)の基本業務と(5)の企画提案業務とする。

(1) 介護予防把握事業

(介護保険法第（平成9年法律第123号）115条の45第1項第2号)

地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民全体の介護予防活動へつなげること。

ア 対象予定人数

70歳（要支援要介護認定者及び介護予防普及啓発事業参加者を除く）約600人

イ 調査内容

厚生労働省「基本チェックリスト」を基本とした「生活状況アンケート調査」により下記の内容を把握すること。

- (ア) 生活機能
- (イ) 運動機能
- (ウ) 栄養機能
- (エ) 口腔機能
- (オ) 閉じこもり
- (カ) 認知症
- (キ) 健康状態
- (ク) 社会参加交流

ウ 実態把握調査方法、集計及び分析

- (ア) 対象者へ郵送によるアンケート調査を実施すること。
- (イ) 調査により、生活機能、運動機能、栄養機能、口腔機能、閉じこもり、認知症のチェックリストに該当した方に町の介護予防事業の案内を行うこと。
- (ウ) 調査より、健康状態のチェックリストに該当した方には、専門職による個別訪問を行うこと。
- (エ) 調査の未把握者には、再郵送または個別訪問により実態把握を行うこと。
- (オ) 調査集計データ及び把握状況については、対象者及び調査項目ごとに集計し、分析を行い、定期的に町に報告し提出すること。
- (カ) その他、この仕様書に定めのない事項については、協議して決定すること。

(2) 介護予防普及啓発事業

(介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第2号)

介護予防の普及啓発に資する健康、運動、認知、口腔及び栄養等に係る介護予防教室（以下「教室」という。）の実施により高齢者的心身機能の改善や環境調整を図り、日常生活の活動性を高め、社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現を支援し、生活の質の向上を図ること。

ア 対象者及び要件

町内に住民基本台帳の登録がある65歳以上の者で、歩行などに介助の必要がない者

（要支援認定で通所サービスを利用している者及び要介護認定の者は除く。）

イ 教室名及び実施時間

各小学校区域 5箇所にて実施

(ア) 宇美東小学校区介護予防教室「わくわくクラブ」

毎週月曜日 10時00分～11時15分 年間40回程度

(イ) 桜原小学校区介護予防教室「さくら元気クラブ」

毎週水曜日 10時30分～11時45分 年間40回程度

(ウ) 原田小学校区介護予防教室「チャレンジ・はるだ」

毎週木曜日 10時00分～11時15分 年間40回程度

(エ) 宇美小学校区介護予防教室「元気・宇美っくす」

毎週金曜日 10時30分～11時45分 年間40回程度

(オ) 井野小学校区介護予防教室「フレッシュ井野」

毎週金曜日 10時00分～11時15分 年間40回程度

上記実施時間に、会場設営及び準備、後片付けの時間は含めないこと。

ウ 実施場所

- (ア) 障子岳自治公民館
- (イ) 宇美町働く婦人の家 し～ず・うみ
- (ウ) 宇美南町民センター
- (エ) 宇美町こども教育総合支援センター うみハピネス
- (オ) 井野小学校区コミュニティセンター

エ 業務内容

(ア) 実施内容

- a 事業は「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」「認知症機能低下予防・支援」「健康に関する知識の向上」の内容を一体的に実施すること。
- b 実施内容が毎日の生活とどのように関わっているのか理解できるように工夫しながら、参加者が自発的に教室に参加し、自宅でも取り組み、継続できるような内容とすること。
- c 「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」「認知症機能低下予防・支援」「健康に関する知識の向上」については、各専門職を配置し、評価を行うこと。
- d 「健康に関する知識の向上」「栄養改善」については、当町の保健師・管理栄養士と連携して実施すること。
- e 教室開始の前、途中及び終了時に、心身の体調確認を行うこと。
体調の異変や緊急を要する状態を確認したとき、もしくはその危険が予測されるときは、適切な対応に努めること。
- f 教室開始の前には、対象者に適した準備運動を実施すること。

(イ) 新規参加者

- a 新規の見学及び申込みについては、受託者が「新規申込書」の受付けを行い、新規参加者としての要件を満たしているかの確認を町に対して行うこと。
- b 新規参加者については、教室の概要説明及び介護予防ファイルの配布を行うこと。

(ウ) 送迎者

- a 送迎を希望する者については、受託者が「送迎申込書」の受付けを行い、送迎対象者としての要件を満たしているかの確認を町に行うこと。
- b 送迎が必要と判断された者に対しては、受託者が送迎を行うこと。
なお、各校区 14 人以上に対応出来ること。
また、乗降車等による事故発生には注意を払い、介助が必要な者には対策を講じること。
- c 送迎車両については受託者が準備するものとすること。
- d 送迎の集合場所及び集合時間等については、町と協議を行うこと。

(エ) 福祉サポーターとの連携

- a 福祉サポーター（高齢者の生活支援・介護予防サービスの担い手）と連携をとり、教室の準備、運営、片付け及び清掃について、協力を得て行うこと。
 - b 毎月行われる福祉サポーター定例会には、業務責任者が出席し、教室の協力について必要な事項の確認及び教室運営に対しての意見要望等の情報収集を行うこと。
 - c 福祉サポーターの教室協力 1 回につき、実費弁償 1,000 円を支払うこと。
- (才) 新規参加への勧奨
- a 町広報、町回覧、町ＳＮＳ等を活用し、教室の参加へ繋がる企画を行うこと。
 - b 宇美町健康推進サポート事業※によるセルフマネジメントの促進
町指定のスマートフォン専用アプリのインストールを促進し、教室参加者へのポイント付与（インセンティブ付与）の積極的周知を実施すること。
※宇美町健康推進サポート事業実施要綱（令和 7 年宇美町告示第 43 号）
- (カ) 施設予約
- 事業における施設の予約については、町で実施する。
- (キ) 教室の設営、運営、片付け
- a 会場設営については、各施設の借用許可の時間内で実施すること。また、教室の準備、運営、片付け及び清掃を福祉サポーターの協力を得て確実に行うこと。
 - b 机、椅子、ホワイトボード等は会場の備品を使用すること。
 - c 教室で使用する消耗品（ファイル等）や、運動に必要な道具、測定機器及び配布資料、参加者の名札などについては、受託者が準備すること。
 - d 教室に協力に係る福祉サポーターの使用する消耗品や名札等については、受託者が準備すること。
- (ケ) 業務報告
- 教室の実施内容、参加者及び協力福祉サポーターについて、週ごと集計し、翌月 10 日までに町に提出すること。

(3) 一般介護予防事業評価

（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 1 項第 2 号）

福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画（第 9 期）及び第 10 期宇美町高齢者福祉計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき高齢者の生活支援・介護予防サービスの充実を図ること。

ア 評価対象事業

町の一般介護予防事業を含めた総合事業全体

イ 実施方法

地域支援事業実施要綱別添2「総合事業の事業評価」により、プロセス評価、アウトプット評価、アウトカム評価を行うこと。

ウ 評価結果に基づく提案

評価結果を通して、高齢者に係る各種事業の連動性を考慮し、より良い地域包括ケアシステムの構築に向けた提案を行うこと。

(4) 福祉サポーター養成・活動管理支援事業

(介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第5号)

地域における高齢者の生活支援・介護予防に係る活動に係る担い手となる福祉サポーターを養成育成し、元気な高齢者をはじめとする多世代の地域住民が担い手として活動する場の創設及び提供を行い、生活支援・介護予防サービスの充実を図ること。

ア 福祉サポーター養成講座

(ア) 対象者及び要件

町内に住民基本台帳の登録がある18歳以上で、養成講座修了後、町内で福祉サポーターとして活動出来る者

(イ) 実施回数

年2回以上開催すること。

(ウ) 実施内容

町の「高齢者の健康状況」「高齢者を取りまく地域資源」「地域組織」を基礎とし、介護予防における「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」「認知症機能低下予防・支援」の内容を一体的に実施し、介護予防事業の活動体験を行うこと。

(エ) 申込への勧奨

町広報、町回覧、町SNS等を活用し、講座の参加へ繋がる企画を行うこと。

(オ) 修了証書

福祉サポーター養成講座を修了した者（以下「修了者」という。）には、町が発行する修了証書を渡すこと。

(カ) 登録

修了者を登録し、登録名簿更新の都度、名簿を町に提出すること。

イ 福祉サポーターフォローアップ研修

(ア) 対象者及び要件

福祉サポーター登録者

(イ) 実施回数

年1回以上開催すること。

(ウ) 実施内容

介護予防における「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」「認知症機能低下予防・支援」の分野において、知識の向上及びサポート技術を学び、新たな専門的な活動の場においても支援が可能となる内容であること。

ウ 福祉サポーター一定例会の実施

(ア) 対象者

福祉サポーター登録者

(イ) 実施回数

各小学校区域5箇所にて月1回以上実施すること。

(ウ) 実施内容

- a 福祉サポーターの活動依頼等を集約し、各小学校区の福祉サポートリーダーを中心に福祉サポーターとのマッチングを行うこと。
- b 活動内容、課題等を話し合い、今後の活動の場での見直しに繋がるように調整すること。

(エ) 業務報告

- a 定例会の実施内容、参加者数について、翌月10日までに町に提出すること。

エ 福祉サポーターとして活動する場の創設、提供及び支援

校区コミュニティ運営協議会、自治会、シニアクラブ等で実施されている「高齢者の生活支援・介護予防に係る活動」の情報を収集し、活動する場の創設、提供及び支援を行うこと。

(5) 企画提案業務

上記に示した業務の他に委託額の上限金額の範囲内で事業の目的を達成するものであれば、独自の提案を発注者と協議のうえ実施することができる。

その際、提案は厚生労働省ホームページに記載されている「介護予防マニュアル改訂版」「認知症予防マニュアル（独立行政法人国立長寿医療研究センター）」を参照し、心身の機能向上に効果的なものとすること。

3. 職員体制

業務責任者を1名、業務担当者を1名以上配置すること。

業務に支障がない限り、他の業務との兼務を認めるが、町や関係機関との連携に努めること。

4. 安全管理

- (1) 参加者全員に対し傷害保険に加入すること。また、送迎者についても別途保険に加入すること。
- (2) 参加者の心身状態について常時配慮し、適切な実施に努め、安全管理を徹底すること。

5. 事故発生時の対応等

- (1) 参加者にけが等が発生した場合には、直ちに応急処置を行うこと。
また、参加者の家族等への連絡を行い、必要に応じて医療機関への受診、付き添いを行うこと。
- (2) 事故等発生時（施設の破損等も含む）には、直ちに町への連絡及び事故報告書の提出を行うこと。
- (3) 傷害保険が適用になる場合は、当事者又は家族へ給付の案内を行うこと。
- (4) 非常災害等の発生で事業の継続が困難と判断した場合、また予測される場合には、直ちにその状況を町に報告すること。

6. 賠償責任

業務の履行にあたって、故意または過失により町または個別訪問宅及び第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うこと。

7. 個人情報の保護

本仕様に定める業務の遂行にあたっては、別紙「個人情報等取扱特記事項」を遵守すること。

8. その他

- (1) 台風等の悪天候や災害時、町が事業の中止を判断した場合は、受託者は、参加者全員に速やかに中止の連絡を行うこと。
受託者は、参加者の初回利用時に、事業の中止の判断方法及び対応についての説明を行うこと。
また、「2 業務内容の（2）介護予防普及啓発事業」における中止に伴う振替日は設けない。
- (2) 本仕様に定めがない事項または疑義が生じた場合は、町と協議のうえ対応すること。

個人情報等取扱特記事項

(基本事項)

第1 この契約により、宇美町（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に規定する特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を取り扱う際には、個人情報等の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙（第4の委託先を含む。以下同じ。）は、この契約による事務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報等の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（厳重な保管及び搬送）

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報等の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報等の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

（再委託の禁止）

第4 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報等の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲が認めた場合は、この限りではない。

（委託目的以外の利用等の禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報等を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報等を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時の報告義務）

第7 乙は、この個人情報等取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（個人情報等の返却又は処分）

第8 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報等を、速やかに甲に返却し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。

（遵守状況報告義務）

第9 甲は、乙に対し、個人情報等を取扱う従業者の明確化、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求めることができる。また、必要に応じて実地の調査を行うことができるものとする。

（措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償）

第10 甲は、乙がこの個人情報等取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（その他）

第11 乙は、前第1から第10までに掲げるもののほか、個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。